

一般社団法人 多摩南部成年後見センター

# たまなんレター

調布市・日野市・狛江市・多摩市・稲城市の5つの市が共同  
で設立・運営している法人です



# No.9

発行日 令和5年5月17日

発行 一般社団法人多摩南部成年後見センター  
〒182-0026

調布市小島町3-69-2

第一荒井麗峰ビル2階

TEL 042-498-5802

<http://www.kouken-center.or.jp>

## 『民法改正に強く期待!!』

多摩南部成年後見センター所長 小林正人

遂に法務省は成年後見制度(民法)の改正に向けた検討を始めました。後見人を一度付けたら本人が死ぬまでやめられない、後見人を途中で変えてもらうことができない、報酬が月2万円程度以上と年金生活者には負担が大きい等の課題の改善を検討するようです。現在、認知症高齢者等の後見人を必要とするはずの人の数に比して利用が伸び悩んでいるのも、これらの問題で敬遠されているせいでしょう。今後、法制審議会での議論後、早くてもR8年度に改正案を国会に提出するとみられています。本来なら現在進行中の「成年後見制度利用促進」の取組開始前に改正すべきだったのでは。



## 『市民後見人養成講座ってこんな感じ』



センターの日々の  
よもやま話やあれこれを  
連載します!

センター(たまなん)では、毎年、市民後見人の養成講座を実施しています。受講生は、1月頃までに書類で応募し、2月に面接を受け、3月に受講決定の通知を受け取ります。そして4月からいよいよ基礎研修がスタート。養成講座は、①基礎研修、②実務研修、③現場研修の流れで、市民後見人として活動できるよう、約1年かけて学んでいただきます。コロナ禍となる前は会場研修のみでしたが、今は、動画研修も併用しています。①基礎研修では、弁護士や医師、司法書士、社会福祉士、行政職員等が講師です。成年後見制度と後見人の業務についての基本的な知識、ご本人の支援のために必要な制度や仕組み、市民後見人に求められる役割と援助の視点等を、福祉的、法律的、医学的視点から学びます。②実務研修からは、コーディネーターが講師です。後見人として行う事務や家庭裁判所への報告書類の作成方法等を、演習を通して学びます。③現場研修では、市役所や年金事務所、銀行等への提出書類を作成し、手続きのイメージを掴んでいただきます。学ぶ中で不安なことは、コーディネーターはじめセンターの職員にご相談ください。市民後見人の皆さんがいきいきと活躍できるよう、職員一同努めていきます。

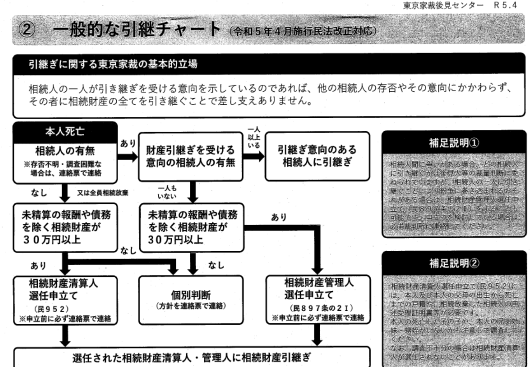
## 《連載》質問です！こんなとき、どうするの？



相続財産管理人の  
手続きについて、  
教えてください。

Q ご本人が亡くなられて債務や報酬などの精算が終わりました。  
財産が30万円以上残っているのですが、引き継ぐ相続人がいません。  
どのような手続きをすれば良いのでしょうか？

A 相続財産清算人選任申立を行います。  
これは令和5年4月施行の民法改正で規定されま  
した（第952条）。  
まず、申立をする前に家裁へ必ず連絡しましょう。  
申立には本人及び 本人の父母の出生から死亡まで  
の戸籍や相続放棄した相続人の申述受理証明書等が  
必要です。本人の死亡した子の子や、本人の兄弟姉  
妹・甥姪がないかも注意して調査してください。  
東京家庭裁判所後見サイトのフローチャート（右図）  
も合わせて、参考にしてください。



<https://www.courts.go.jp/tokyo-f/vc-files/tokyo-f/kouken/031128.pdf>

（東京家庭裁判所後見サイトより引用）



## 【開催報告】



### 市民後見人 zoom カフェ

コロナ禍で集会が困難だった令和3年度に初めて開催、好評につき令和4年度も開催しました。後見事務で分からないことをベテランの市民後見人さんから助言いただき、ご本人との面会状況を情報交換するなどパソコンやスマートフォンの画面越しながらも和気あいあいとした雰囲気でした。

### 後見人連絡会

令和4年11月24日、講師に弁護士の赤沼康弘氏をお迎えし、「医療における成年後見人の職務と死後事務」をテーマに講演いただきました。

参加者から医療同意や親族調査、相続財産管理人、相続財産清算人の話が勉強になったと感想をいただきました。

### 家庭裁判所研修

令和5年1月18日、東京家庭裁判所立川支部の書記官3名を講師としてお迎えし研修を行いました。講師からは“利用者にメリットを感じてもらえる後見制度の普及は、福祉行政等における取り組みとの適切な連携がなければ、血の通った制度としての運用は難しいこと”や、“成年後見制度が現在抱えている課題について関係機関との議論や検討を重ねて、裁判所としてもできる限り連携を図っていきたい”と、お話しいただきました。



## 【お知らせ】



後見人連絡会、家庭裁判所研修は、令和5年度も開催予定です。  
皆様、ぜひご参加ください。また、聞いてみたいテーマがありましたら  
募集中ですので当センターまでお知らせください。